

佐倉市 有機農業実施計画

“環境にやさしい農業を進め、持続可能な農業を実現する “
(本文案)

令和5年3月

佐倉市

宣言文

令和5年3月 日

佐倉市長 西田 三十五

【目 次】

第1 佐倉市有機農業実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 実施計画の位置付け	3
3 有機農業の定義	4
4 計画期間	5

第2 有機農業の現状と課題

1 現状	5
2 課題	7

第3 有機農業推進の基本的な考え方

1 持続可能な農業の実現に向けた有機農業の推進	8
2 実施計画の目標	10
3 目標達成に向けた取組内容	12

第4 目標達成に向けた推進体制、役割、資金計画

1 推進体制	13
2 役割	14
3 資金計画	15
4 関連事業	16

第5 有機農業推進に向けた各種の具体的な方策

1 有機農業者等の育成・定着支援	16
------------------	----

2	有機農業に関する技術的な支援	18
3	有機農産物の加工・流通、販売、消費の促進	20
4	有機農業に対する理解の促進	22
第6	その他	24
	【参考資料1】用語解説	25
	【参考資料2】アンケート結果概要	27
	【別冊】佐倉市有機農業実施計画策定のためのアンケート調査	報告書

第 1 佐倉市有機農業実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の食料・農林水産業を取り巻く状況は、生産者の減少や高齢化の進行など生産基盤が脆弱化し、いわゆる地域コミュニティの衰退が進んできています。また、地球温暖化に伴う農産物の品質低下や大規模災害の激甚化が顕在化しているのが現状です。更に、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機として、サプライチェーンが混乱し、例えば、外食からおうちごはんへと変化するとともに、ウクライナ情勢等国際的な情勢不安も相まって、輸入原材料の確保も厳しい状況が続いています。

また、様々な産業で、SDGs や環境への対応の強化が重視されてきており、食料・農林水産業においても、このような状況に的確に対応していく必要があります。

環境への対応の部分では、平成18年12月に、環境と調和のとれた農業生産の確保、消費者の安全かつ良質な農産物ニーズに応えるため、「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」）が制定され、有機農業の推進に関する施策が総合的に講じられていくこととなりました。

近年では、農業分野におけるSDGs や環境への対応の強化として、また、農業の環境負荷軽減と生産基盤強化を目指す中長期的な

政策方針として、令和３年５月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。その戦略では、２０５０年を見据えた目指すべき姿の一つとして、有機農業を耕地面積の４分の１に拡大する方針などが打ち出されるとともに、令和４年７月１日には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。

一方、佐倉市では、令和３年８月に、２０５０（令和３２）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行うなど、従前より、環境にやさしい街づくりを推進しています。

これらの状況を踏まえ、本市では、農業分野における新たな取組として、農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金のうち、「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、農業者、消費者、事業者、ＪＡや県等の関係機関など幅広い関係者から構成される佐倉市オーガニックビレッジ検討部会（以下、「部会」という。）を令和４年５月１８日に設立したうえで、部会の中で、試行的な取組を実施しつつ、有機農業の現状や課題等を明らかにし、今後に向けた有機農業に関する体制整備や定着、拡大に向けた方向性の検討を行うなど、有機農業の取組推進を図っています。また、部会での議論等を踏まえ、新規就農者の増加や、教育関係部局などとの連携、

更には、将来的な佐倉市における交流人口の増加、子育て世代等に向けた取組の観点なども視野に入れた「佐倉市有機農業実施計画」を策定することとしました。

2 実施計画の位置付け

本市が進めようとする有機農業推進の基本的な考え方や推進施策、実施する具体的な取組及び方向性を示すものとして位置付けて策定するもので、本市における有機農業の推進に当たり、農業者をはじめ、消費者や流通・加工・販売や食品関連団体といった事業者、JAや県等の関係機関等と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

また、この計画は、市の有機農業の推進に当たり、進むべき方向と基本施策、重点事業等を明らかにするもので、その位置づけは次の通りです。

○第5次佐倉市総合計画（令和2年3月）の前期基本計画の重点目標の「子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充」のうち、重点施策の一つとして、「競争力のある農林水産業を推進します」と明記されている。

○その具体的な事業内容として、「新規就農者の支援」、「**農畜産物高付加価値化・新商品の開発支援**」、「農産物の販売促進に向けた調査研究」を掲げている。

○第2次佐倉市産業振興ビジョン（令和2年3月）の基本方針一つにも「**競争力のある農産物の生産（差別化した農産物の生産推進）**」が掲げられている。

○農業者、消費者、事業者、関係機関など幅広い関係者に、市農政の方向性を示すことで、参画と協働による取組の指針となるものである

○国や県などの関係機関に対して、市農政の取組等を示すとともに、各種の施策に対する支援及び協力により計画の実現を促進するものである

3 有機農業の定義

有機農業推進法第2条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

この推進計画においても、「有機農業」とは、有機農業推進法に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減し

た農業生産の方法を用いて行う農業とします。

4 計画期間

この実施計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、農業を取り巻く社会情勢や状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適宜検討することとします。

第2 有機農業の現状と課題

1 現状

本市では、総農家数が998戸（2020農林業センサス）となっており、市内には約50名の有機農業を実践している生産者が存在しています。そのうち、有機JAS認定農業者については1団体（2名）のみであるのが状況です。

現在、有機農業については、新規参入志向者や、就農年数が短い農業者などが興味を持ち有機農業への転換を希望する傾向にあるという特徴もありますが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われているものであり、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態や、気象等にも影響される中で、有機栽培の取組を始め

るに際しては不安が危惧されている側面もあります。

更に、有機農業者等にとっては、消費者との結びつきが弱い、また、栽培規模が少量ロットで安定的には供給できないなどの理由により販売に苦慮している現実や、消費者においても、有機農産物が慣行的に行われている栽培による農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にあります。一般消費者にとっては、有機農産物の販売促進に必要なものとして、値段が一番大きく、消費者へのPR、販売店の拡大などの声が多く聞かれました。一方、販売先については、直売所での販売や生協への契約販売、消費者への宅配等を中心に有機農業者が独自に開拓している実態もありますが、安全・安心や環境にやさしいことなどから、有機農産物を購入してみたいとの声が多いにもかかわらず、購入先がわからないとの声も多く聞かれているのが現状です。

なお、慣行栽培による農業と有機栽培による農業の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病虫害防除対策等の遅れに伴う周辺ほ場への影響や、逆に、慣行栽培のほ場から有機栽培のほ場への農薬の飛散等、相互に疑問視する声などもありますが、有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にあります。

す。

2 課題

農業者、消費者、それぞれの主な役割と課題を整理すると以下のとおりとなります。

【農業者側】

農業者としての主な役割は、農産物の生産であるが、課題としては以下のようなものが存在している。

- ① 販路の確保
- ② 栽培技術の確立
- ③ 栽培コストの削減や機械設備等への支援
- ④ 栽培技術の向上
- ⑤ 消費者へのPRや消費者の理解
- ⑥ JAS等認証取得費用の補助

【消費者側】

消費者としての主な役割は、農産物の購入であるが、課題としては以下のようなものが存在している。

- ① 有機農業が環境への負荷を低減するなどの機能を持つことへの理解
- ② 有機農業が慣行的に行われている栽培に比べ、収量が減ることや手間がかかることについての理解

③ 購入する際における「環境に配慮した商品」との認識

また、本市の有機農業は一部の農業者や団体の取組によって独自に行われている状況で限定的であり、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備や、消費者が有機農産物を入手しやすいといった環境の整備、さらには、後継者不足解消のためにも、若い人が新規で農業に取り組みたいと思えるような魅力づくりが課題と考えられます。

第3 有機農業推進の基本的な考え方

1 持続可能な農業の実現に向けた有機農業の推進

有機農業は小規模な農地であっても、良質な農産物の生産が可能で、付加価値をつけて生産・販売ができることから、新規就農者の参入もあります。また、慣行栽培からの転換希望者も存在することなどから、有機農業技術の確立、高度化を図り、就農希望者や慣行栽培からの転換希望者、有機栽培実践者などへの研修などを進めて、生産技術の確立・向上を図り、生産者の増加を図ることが重要であると考えられます。

更に、豊かな自然環境を将来にわたって維持し、農業がその維持等に資するためには、有機農業における自然循環機能や多面的機能を最大限に発揮しつつ有機農産物を生産するとともに、消費者の有

機農業への理解を進めることが必要であることから、“環境にやさしい農業を進め、持続可能な農業を実現する”をコンセプトに、一般向けのセミナーの開催等を通じた有機農業への理解醸成を図るとともに、生産者、消費者、実需者がつながりを持ち、連携を図って有機農業を着実に推進していくためのマッチングの機会の提供や生産技術の研修会などを行うことが重要であると考えられます。

なお、農業者その他関係者等の自主性の尊重を図りながら、有機農業が環境に調和する農業生産という側面だけでなく、食の安全・安心の確保や、子供たちへの食育の推進、地域の振興や活性化などの取組を含めた総合的な推進も重要であると考えています。

特に、学校給食に地元の農産物を使用することで関心がより高まるとともに、情報に関しては、大人だけでなく、子供たちの発信力にも大きなものがあり、学校を通して様々な取組等も考えられます。また、販売においては価格設定が求められますが、一方で、消費者においては見た目では違いがわからないことから、説明等の工夫も必要であるとともに、SNS等を通じた情報発信の強化と併せて、実際に、有機栽培の体験や、有機農産物を飲食する機会の創出も必要不可欠な取組であると考えています。

これらの取組は、有機農業を中心としたものではありませんが、将来にわたって市内の農業を持続的なものとするためには、既存の取

組を尊重しつつも、新たな考え方や新たな取組を柔軟に取り入れながら進めていくことが何より重要であると考えています。

以上のことを踏まえ、本市における有機農業の現状と課題を把握するとともに、有機農業推進法における基本理念等に沿って、有機農業の推進を図るために、次の4項目の施策の展開方向を定めて、有機農業に関する取組を支援します。

- ① 有機農業者等の育成・定着支援
- ② 有機農業に関する技術的な支援
- ③ 有機農産物の加工・流通販売・消費の促進
- ④ 有機農業に対する消費者への理解の促進

なお、本市においては、規模拡大による競争力の強化だけではなく、農産物の高付加価値化に加え、魅力ある農業や、オーガニックによる地域ブランドの構築という観点からも有機農業の推進が重要であると考えています。また、現在、JAや県などの関係機関と連携して、「有機農業産地づくり推進事業」を市全域で展開しているところであり、今後とも、各分野・各方面とのネットワーク化等を図ることにより、市内全域への取組拡大を図ります。

2 実施計画の目標

計画を具体的に進めることにより、市内において、生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、消費者が有機農業に

より生産される農産物を入手しやすい環境づくりを進め、さらに、市における各種の計画や施策等を含め一体的な推進につながるよう、以下のとおり成果目標及び関連目標を設定し、当該目標達成に向けた取組や支援に関する方向性を次のように設定し、推進します。

■成果目標について

【成果目標 1】

有機農業に取り組む生産者の増加（芋類・露地野菜）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **5 名増加**

令和 4 年度末 33 名 → 令和 7 年度末 35 名 → 令和 9 年度末 38 名

【成果目標 2】 有機農業に取り組む面積の増加（芋類・露地野菜）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **2 ha増加**

令和 4 年度 23.8 ha → 令和 7 年度 24.8 ha → 令和 9 年度 25.8 ha

なお、以下のとおり、成果目標とは別に関連目標を設定し、当該目標達成に向けた取組や支援を進めていく。

■関連目標について

【関連目標 1】 有機農業に取り組む生産者の増加（米）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **4 名増加**

令和 4 年度 8 名 → 令和 7 年度末 10 名 → 令和 9 年度末 12 名

【関連目標 2】 有機農業に取り組む面積の増加（米）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **3.4 ha増加**

令和 4 年度 3.4 ha → 令和 7 年度 5.1 ha → 令和 9 年度 6.8 ha

【関連目標 3】

有機農産物を学校給食に利用したことの公立学校数の増加

令和 4 年度末時点と比較し、令和 9 年度時点で **26 校増加**

令和 4 年度 8 校 → 令和 7 年度 21 校 → 令和 9 年度 34 校

3 目標達成に向けた取組内容

有機農業者数や有機農業の面積を増加させるためには、新規就農者の確保をはじめ、農業者の確保を行い、更に定着してもらうことが重要です。そのためには、通常の栽培技術ではできない独自の栽培技術の習得や向上、有機 J A S 等認証取得を希望する場合にはその支援などが必要です。

また、生産されたものが実際の販売につながらないと生産を継続することが困難となることから、販売までの一連の流れの中で加工・流通、販売、消費の各段階での取組が必要です。

また、販路の一つとして、学校給食が考えられますが、関係機関との調整や生産量の確保、また、流通経路など課題もあることから、これらの課題を引き続き検討するとともに、市外への販売においては、有機 J A S をはじめとした認証も重要と考えているものの、有機 J A S や有機農業そのものに対する理解がまだまだ得られていない状況であることから、これらの課題を一つ一つ解決しながら、目標達成に向け取組を進める必要があると考えています。

その具体的な内容は**第 5 有機農業推進に向けた各種の具体的な**

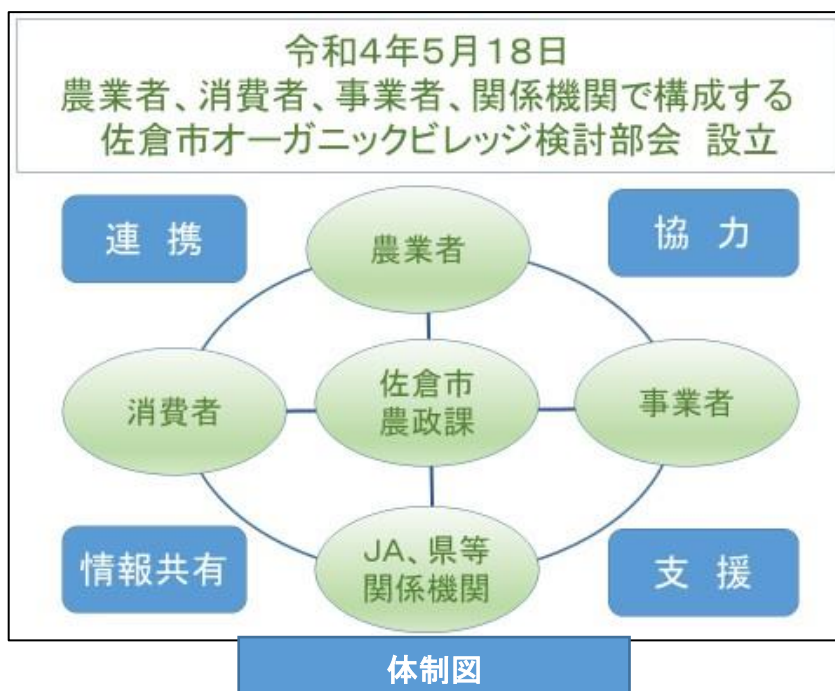
方策の中で述べることにしますが、以下の4つの項目について取組を進めることにします。

- ① 有機農業者等の育成・定着支援
- ② 有機農業に関する技術的な支援
- ③ 有機農産物の加工・流通販売・消費の促進
- ④ 有機農業に対する消費者への理解の促進

第4 目標達成に向けた推進体制、役割、資金計画

1 推進体制

目標達成に向け、有機農業を着実に定着させ、更に生産の拡大を図るためには、農業者のみならず、加工・流通等の事業者、消費者、JA、県をはじめとした関係機関等幅広い関係者から意見を聴取しつつ、取組を進めていくことが重要と考え、農業者、消費者、事業者、JA、県等関係機関により構成される「佐倉市オーガニックビレッジ検討部会」を設立し、関係機関等と連携・協力・支援・情報共有を図ることを目指す。



JAや県等関係機関により構成される「佐倉市オーガニックビレッジ

ジ検討部会」（令和４年５月１８日設立）を設置しました。令和５年度以降は、部会名称をから「佐倉市オーガニックビレッジ推進部会」に変更し、生産者等構成員を追加するなど、柔軟に取り組む環境づくりに努めます。

更に、目標の達成状況等の評価については、毎年推進部会へ実績報告を行い、推進部会が評価を行うとともに、必要に応じて部会メンバーの追加や組織の見直しも行います。

2 役割

各関係者の主な役割としては、以下のとおり。

各関係者がそれぞれの役割を中心に、市やその他関係機関とも連携しつつ、有機農業の推進に取り組みます。

【農業者】

農産物の生産面や農業者相互間のネットワークに関する協力

【加工・流通・販売等事業者】

有機農産物の取り扱い（加工・流通・販売面等）に関する協力

【ＪＡ千葉みらい】

有機農産物の生産・流通・販売面等に関する協力

【千葉県印旛農業事務所】

営農指導面や情報発信に関するサポート協力

支援事業等に関する情報提供

【佐倉市】

検討部会の事務局として、全体のコーディネート

取組の情報発信、支援事業等に関する情報提供

研修会やセミナーの企画、開催

※ 【農業者ネットワーク組織】

今後、農業者相互の情報交換、技術研鑽、相互サポートの場として組織化を検討しており、具体的には、一定の要件を設けた上で、現在の検討部会メンバーに農業者を加える形を考えているが、当該メンバーとなることで、例えば学校給食への有機農産物導入など市の取組へ協力いただくことを想定している。有機農業に取り組む農業者ネットワークを構築することで、具体的には、1農業者では対応できない需要量に対して、供給側である農業者が相互にサポートすることで、需要に応じた供給が可能になり、また、栽培技術に関する情報交換を通じて栽培技術の研鑽にもつながる、更に支援策に関する情報交換などにより、情報の伝達が迅速化するなど一定の効果が見込まれることから、令和5年度を目途に組織化を検討する。その際、米とそれ以外の野菜等は、別組織とするなど配慮する。

3 資金計画

令和4年度以降、3年間は、国の有機農業産地づくり推進事業を活用し、圃場による栽培実証をはじめ、各種研修会やセミナーの開

催、販路拡大に向けた出展会などへの参加、先進地視察等を行うこととするが、3年間の事業終了後にも継続的に取り組むことが可能となるよう、令和7年度以降についても、基本的には、国の事業や県、市等の関連事業を活用しつつ、有機農業の推進を図ることとする。その他、地域の金融機関を含め、J-クレジットを通じた民間企業との連携なども視野に検討を進めていくこととし、市としても、新規事業の創設を含め支援を継続できるよう検討を進めます。

4 関連事業

令和5年度以降についても、みどり戦略関連予算等、有機農業推進に資する関連事業については、積極的に支援策の情報提供をはじめ、制度の活用を促します。特に、環境保全型直接支払交付金については、千葉県で令和4年度より、炭の投入が追加支援として特認を受けたところであり、比較的容易に取り組むことができる取組でもあることから、有機農業の取組と合わせて、SDGsにも資する取組として市内農業者にも活用を促すこととします。

第5 有機農業推進に向けた各種の具体的な方策

1 有機農業者等の育成・定着支援

有機農業の定着が進まない理由として、生産技術の習得や、労力に見合った生産性の確保、販路の確保における困難さがあると言わ

れています。このため、有機農業を目指す新規就農者や慣行栽培からの転換を希望する農業者、また、拡大を検討している有機農業実践者などに対し、有機農業先駆者や専門家、関係機関などと協力し、新規就農も含めた幅広い相談、研修会の開催等を通じた専門家等による営農指導、各種支援に関する情報提供を行うとともに、生産者相互の情報交換や共有、技術の研鑽。相互サポートなどを行うための有機農業生産者のネットワークを構築することにより、有機農業者の育成・定着を目指します。

また、有機農業に取り組むに当たり、初めから経営全体を有機農業のみで取り組み始める場合には、栽培の技術面のみならず、販路の確保等に苦慮し。結果的に離農する場合もあるなど様々な課題もあることから、慣行栽培から、例えば、まずは、特別栽培、特別栽培から有機農業へと段階的に取り組むような手法もあります。また、既に、慣行栽培を行っている農業者については、経営の全体を一気に有機農業に転換するのではなく、経営の一部（品目ごと）から段階的に導入していくような取組手法もあります。そのため、専門家や関係機関などと協力し、有機農業の技術や知識等を習得するための研修会や現地検討会、視察研修等を開催し、有機農業を目指す農業者や新規参入者への支援を図ります。

また、有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図る

とともに、国や県による事業の活用を図りながら、有機農業に必要な機械・施設の整備の支援や、農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じた農地の情報提供、市外からの参入者等には、関係機関と連携して、住宅（空き家活用）等の情報提供や、農の雇用事業などの各種支援策も活用しながら取組定着の支援を進めます。さらに、有機農業者や、有機農業の推進に取り組む関係団体等の協力を得て、地域における有機農業の振興を図ります。

なお、取組を進める上では、有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重するとともに、慣行栽培と有機栽培の農業者が共存できるよう多様な取組を支援します。また、有機農業への新規の取組を支援するとともに、取組の継続や拡大等について推進を図るために、有機農業推進モデル地区などを設定し重点的に支援しながら、ネットワークの構築等により市内全域における取組の拡大を図ります。

2 有機農業に関する技術的な支援

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病虫害等による品質や収量の低下を起こさせない技術を確立することは、農業者が有機農業を進めるために重要となっています。このため各関係機関と連携・協力するとともに、専門家による有機農業に関する研修会や栽培技術に

関する講習会等の開催や、市内外で行われる各種関連研修等の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保等ができる生産技術の確立を目指します。

また、有機 J A S 認証取得を目指す生産者に対しては、専門家による研修会の開催や J A S 認証取得にかかる費用に関する支援などを通じて、有機 J A S 認証取得を進めます。有機農業においては、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している農業者がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取り組んでいる農業者もいます。このため、農業者が有機農業に容易に取り組めるようにするためには、既に一定の成果をあげている有機農業先駆者や関係機関に協力を得ながら、有機農業に関する栽培技術の情報提供をする必要があります。このため、有機農業者が相互に意見交換できる場を提供するとともに、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。また、有機農業者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築等に努めます。

具体的には、有機農業は、地域資源の活用や自然の摂理を活かし行う栽培のため、気象状況や病虫害の影響を非常に受けやすく、また、個々の農家の工夫により栽培されてきた面なども多分にあり、個別の技術を総合的に行うことにより成り立っているのが実態でも

あります。このため、有機農業を推進するに当たっては、技術的な支援をはじめとした関係機関が連携した取組の展開が必要不可欠であり、高品質かつ安定定な収量の確保ができる生産技術等の確立を図るために、耕畜連携の取組による堆肥の供給や、土壌診断に基づく健全な土づくりのための研修会の実施、各関係機関と連携・協力した有機農業に関する研修会及び栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受け入れ先の情報提供をはじめとした研修システムの体系化等を行います。

さらに、農業者が有機農業に取り組みやすくするために、成果等をあげている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間等の情報交換や情報共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件や立地条件等に適した技術体系を構築し、情報提供等の実施を行います。

3 有機農産物の加工・流通、販売、消費の促進

有機農業者の経営の安定化を図るためには、栽培した有機農産物の販路等を確保することが不可欠であることから、直販、宅配、契約販売、農産物直売所や農協、生協、市場出荷等の販売及び出荷方法について、成功事例を収集し情報提供するとともに、加工・流通、販売業者等と生産者が交流を図る機会を創出することを通して販路開拓・確保を目指します。

なお、販路の一つとして考えられる学校給食については、地域内消費が基本となるため、必ずしも有機JAS認証取得をしなくとも、今後想定している市内の有機農業生産者のネットワークへの参加を通じて、関係機関として、有機栽培を行っていることを確認した上で、これらの生産者や栽培実証参加農家については、給食への提供を市としても連携して取り扱うとともに、教育委員会やJA等関係機関とも十分協議し連携しながら、有機農産物の生産量の拡大状況を踏まえ、学校給食への導入校数を順次増やすことも視野に入れて実施しつつ、より効率的・効果的な流通方策等の検討を進めます。その他、有機栽培の生産者に関する情報をHP等を通じて市内外に広く情報発信するなど新規の販路開拓や学校の栄養士への情報提供も視野に入れた取組を行います。

有機農業により生産された農産物の販売が進まない場合には、農業経営の面で支障が出ることから、生産者等のネットワーク化など組織化による販売体制の多様化を促し、情報の共有化を行うことにより、有機農産物の流通量増加を支援するとともに、流通を拡大するため直売所等での取扱いを増やし、販売場所マップ作成など有機農産物を消費者が購入しやすくする仕組みを支援します。また、広域流通の拡大を図るため、関係機関と連携して、有機農産物を含む県産農産物の商談会情報やその他出展会への参加支援などを通じて

販路拡大を支援します。さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、「食育」、「地産地消」を通じ、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大への取組を推進します。

具体的には、教育委員会等との連携による学校給食への納入、各農産物直売所、市内飲食店における有機農産物活用の取組や、取扱店及び取扱量拡大への取組、有機農業により生産される農産物の販路確保等のための情報収集及び提供、有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るための生産者と各関係機関が連携・協力したPR等の販売促進、さらに、「食育」、「地産地消」の推進により、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

なお、有機農業で生産される農産物の中にも、大きさや形が揃わず、そのために、生鮮食品として店頭に並べるのが難しいものが少なからずあるため、こうした有機農産物を加工して販売に結びつけ農業経営の向上を図る取組についても支援を進めます。

4 有機農業に対する理解の促進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する消費者の理解は十分とは言えない状況にあります。このため、市内外への出展やセミナーの開催などを通じて、生産者と市内

外の消費者が交流し、有機農業と触れ合う機会を創出することで、有機農業が生物多様性の保全や、環境負荷を低減する環境に配慮した農業であることへの消費者の理解の増進を目指します。さらに、有機農業に対する社会的な取組への理解の促進を図るため、有機農業が2050年ゼロカーボン達成や、SDGs（持続可能な開発目標）の取組等に貢献することへの理解を深める取組の一つとして、学校給食等における有機農産物の使用を通じ、児童や保護者への理解促進を図ります。

有機農業の推進に当たっては、市民をはじめ、有機農業に対する理解の促進が重要であることから、有機農業に対する関心を高めるために、生産者と消費者の交流会や料理教室の開催、学校教育における食育の推進や農業体験学習、また、市外の住民との交流の促進なども、有効な手段のひとつであると考えられます。さらに、地域の活性化に資する取組も有効であると考えられることから、有機農業に対する理解の促進のためのイベントの開催や、単に、有機農業による生産振興だけではなく、加工や飲食（オーガニックレストラン）等の分野も含め幅広く、地域ぐるみによる取組にまで広げていく必要があります。

これらの取組や関係団体における活動等の支援を通して、有機農業者等と消費者、児童・生徒、市民、さらには、市外からの呼び込

み等も含め、理解の促進を図るとともに、豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深めるために、インターネット等を活用した情報発信やPR活動についても積極的に行います。

なお、関係機関との連携による取組において、教育分野や福祉分野においても、取組の展開を図るとともに、地域の実情や、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意して理解の促進に努めます。

第6 その他

有機農業のみならず、環境負荷軽減に向けた取組やSDGsに資する取組など、市内の持続可能な農業の実現に資すると考えられる取組については、優良事例としてまとめ、積極的に情報発信を行っていきます。これら取組を通じて、市としてのブランドイメージを向上させることで、小規模特認校である和田・弥富小学校を契機に、市内全域での有機米給食の導入を進めることにより、市外からの転入が増える要因の一つとなり、佐倉市への移住・定住の増加、販路の拡大、また、来訪者の増加なども想定されることから、優良事例のみならず、その他関連情報についても同様に積極的かつ効果的な情報発信を行うこととします。

【参考資料 1】用語解説

当該実施計画に関連する用語を解説します。

□ 有機 J A S 認証制度

農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、J A S 法で定められた特別な生産方法（J A S 規格）に基づき生産する者を認定する制度であり、有機農産物等が有機 J A S 規格に適合していると判断されたものに有機 J A S マークを付し、「有機」の表示ができる制度

□ 有機 J A S 認定事業者

有機 J A S 認証制度に基づき、登録認定機関により認定された生産者及び生産グループ

□ 有機農産物

有機 J A S 認定事業者が生産した農産物。堆肥等による土づくりを行い、播種又は植付け前 2 年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前 3 年以上）、原則として化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないで生産された農産物

□ 有機農業（有機農業推進法第 2 条（定義））

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる

農業であり、その取組は、「有機農産物」の表示が可能な取組に限定されることなく、対象は広く捉えている。

□ 有機農業者

有機農業推進法第2条で定義される有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）に取り組む農業者

【参考資料 2】アンケート結果概要

※ 詳細は別添佐倉市有機農業実施計画策定のためのアンケート調査報告書を参照

本市では、市民参加型の実施計画の策定を進めるため、**農業者、流通販売事業者及び消費者に対してのアンケートを実施**しました。また、加えて、有機農業セミナーへの参加希望のアンケートについても実施しました。アンケートは、農業者 200 名、消費者

1,395 名、事業者 236 名、合計で 1,831 名を対象に、令和 4 年 11 月 25 日から 12 月 16 日にかけて郵送により調査し、結果として、**農業者 83 名（回収率 41.5%）、消費者 487**

（回収率 34.9%）、事業者 44 名（団体）（回収率 18.6%）の方々から協力を得ることができました。

調査結果のうち、主なものとしては、次のとおりです。

【農業者へのアンケート結果】（配布数：200、回収数：83）

農業者については、令和 2 年度の被災事業等で申請のあった農業者を対象にアンケート調査を実施しました。

・有機農業に関しては、回答者のうち半数の方々からは、「興味はあるが、課題が多いと聞いている」といった回答があり、また、有機農業の取組に関しては、「したことがなく、今後もしない」といった意見が半数近くありましたが、一方、「今後行ってみたい」との回答も 2 割以上ありました。（別添資料図 1、図 2）

・有機栽培の研修会への参加については、回答者の 3 分の 1 近くの

方から「参加したい」との回答がありました。（別添資料図3）

・有機農業が一般的に知られていると思うかの質問に対しては、回答者の半数以上の方々から、「まだまだ知られていない」との回答がありました。（別添資料 図4）

・有機農業の推進には、何が必要だと思うかの質問に対しては、**「販路の確保」**が7割以上と最も多く、続いて**「栽培技術の確立」**、「機械設備等への補助」、「栽培コストの削減」、「栽培技術の向上」と続き、「消費者へのPR」、「消費者の理解」との回答がありました。（別添資料 図5）

【事業者へのアンケート結果】（配布数：236、回収数：44）

事業者アンケートの対象は、商工会議所に所属している市内の食料品の製造、卸売、小売業の他、加工・流通、飲食、宿泊等の事業者を対象として実施しました。

・食品を取り扱う場合の判断基準に関しては、「安全・安心」が最も多く、続いて「味」や「価格」などの回答がありました。（別添資料 図6）

・有機農産物について意識しているかという質問については、「まあまあ割と意識している」が約4割、「あまり意識していない」が3割弱と続き、全体としては、「意識している」と「意識していない」との回答が、ほぼ均等の結果でした。（別添資料 図7）

- ・有機農産物の取扱いについて、現在においては、多くの回答が「2.5割（25%）以下」でありました。（別添資料 図8）
- ・今後の有機農産物の需要や、消費者の有機農産物の購買意欲の見込みに関しては、「大幅に増加する」と「やや増加する」との回答は合わせて6割以上と、今後において「増加」を見込んでいる事業者が多い傾向が見られました。（別添資料 図9）
- ・今後の有機農産物の取扱いの見込みについても、「大幅に増加する」と「やや増加する」との回答は合わせて約6割と今後において「増加」傾向が見られました。（別添資料 図10）
- ・有機農産物の販売推進には、何が必要だと思うかの質問に対しては、「値段」が約8割と最も多く、続いて「品質」が6割以上、「消費者へのPR」に続き、「消費者の理解」、「有機栽培農家の拡大」、「味」などの回答がありました。（別添資料 図11）

【消費者へのアンケート結果】（配布数：1,395、回収数：487）

消費者については、佐倉市の人口約17万人を母集団として傾向を推計できる必要な回答数を算出すると400人であり、これまでの市のアンケート回収率がおおむね30%程度であることから、約17万人の人口から算出すると1,400人への配布が必要となることから、今回、市内在住の1,400人をランダムに抽出し調査

を実施しました。

・食品を選ぶ際の判断基準に関しては、「価格」が最も多く、続いて「安全・安心」、「味」、「新鮮・日持ち」などが続き、「産地」との回答も2割以上ありました。（別添資料 図12）

・有機農産物の購入については、7割近くの方々が「購入したい・購入している」との回答でした。（別添資料 図13）

・購入したい・購入している理由としては、「安全・安心な食べ物だから」との回答が最も多く、「健康にやさしい、栄養があるから」、「自然・作物本来の味が味わえるから」、「自然環境にやさしい食べ物だから」との回答が続きました。（別添資料 図14）

・逆に、購入を考えていない理由としては、「値段が高い」という回答が最も多く4割以上でありましたが、「売っているところがわからない」が3割程度、「種類が少ない」との回答も2割強ありました。（別添資料 図15）

・有機農産物の販売推進に、何が必要だと思うかの質問に対しては、「値段」が最も多く、続いて「消費者へのPR」、「販売店等の拡大」、「消費者への理解」などの回答がありました。（別添資料 図16）

・学校給食への有機農産物の使用については、「是非、進めて欲しい」という意見が最も多く、「出来たら、進めて欲しい」という回

答も含めると、約8割もの方々が、「進めて欲しい」との回答でした。（別添資料 図17）

・有機JAS認証制度の認知度については、「あまりよく知らない」という回答が約5割と最も多く、「全然知らない」も含めると7割以上の方々がよく知らないという結果となり、依然として、有機JAS認証制度に関しての認知度が低いという結果になりました。（別添資料 図18）

【全体（まとめ）】

今回のアンケート調査結果を踏まえ、これら課題の解決には何らかの対策が必要であることが、わかりました。

【農業者】

有機農業について「魅力があり、広めて欲しい」との気持ちがあるが、自分自身は「したことがなく、今後もしない」との考えがある一方で、「有機栽培の研修会には参加したい」等、（有機農業に関して）関心がある方もそれなりに存在すること、また、有機農業を推進するのに必要なこととして、多くの方々が、「販路の確保」、「栽培技術の確立」を挙げており、今後において、取組推進を図る上では、**「販路の確保」**に向けては、今後も給食への導入や**「市内外への展示会等への出展の支援を継続」**すること、また、「栽培

技術の確立」に向けては、栽培技術にかかる専門家等による研修会等の開催や現場での技術指導など「栽培技術の支援強化」が重要であることがわかりました。

【事業者】

多くの方々が、有機農産物に関しては、現在の取扱いが「2.5（25%）割以下」であるが、一方で、需要については、「今後は増加傾向」と回答する事業者が多く存在したこと、取扱いの見込みも増加傾向がみられることから、有機農産物に関心のある**事業者と生産者とのマッチングの機会を設けるなど需要に応じた供給体制を確立**する必要があることがわかりました。

【消費者】

「購入したい」との気持ちはあるが、「値段が高い」、また、「売っているところがない」との意見や、「有機JAS認証制度をあまり知らない」という回答も多く、このため、各種支援制度を通じて値段を抑えるために必要な支援を継続するとともに、**セミナーの開催等**を通じて有機農業や有機JAS認証制度の理解醸成を行うとともに、有機農産物にかかる販売情報を含めた**HP等での情報発信**を積極的に行うなど、消費者への理解を得るためには、工夫した情報発信が欠かせないと感じています。更に、多くの方々から、「学校給食へ有機農産物の使用を進めて欲しい」との意見があ

ることから、学校給食での有機農産物の使用に向けた継続的な取組について検討が必要であると感じていまおり、関係機関とも連携しつつ、引き続き配送を含めた検討が必要です。

【参考資料３】（保護者、栄養士、調理師向けアンケート結果）

このアンケートは、市教育委員会が、試行的取組として実施した和田小学校、弥富小学校の両校の保護者や栄養士、調理師に行った調査結果であり、全校を対象としたものではないことを申し添えておきます。

【保護者へのアンケート結果】（回答数：６１）

- ・ 「ご家庭の食材購入においての考え」に関して、「鮮度や価格により食材を選定しており、有機農産物等であるかは意識していない」と回答した割合が、７６．２％で最も多く、次に、「価格によるが、なるべく有機農産物等を購入している」と回答した割合は、１３．６％、「価格に関係なく、積極的に有機農産物等を購入している」と回答した割合は、３．４％となっており、普段の買い物等においては、有機農産物等についてあまり意識していないという結果であった。
- ・ 現時点での学校給食への有機農産物等導入についてのお考えをお聞かせくださいとの質問に対しては、**「給食費に影響がないなら、有機農産物等を活用してほしい」**との回答が４７．５％と一番多く、次に**「給食費への影響を最小限に、できるだけ有機農産物等を活用してほしい」**との回答が２７．１％、「価格に関係なく、積極的に有機農産物等を活用してほしい」「給食費に影響

があるなら、これまでどおり普通の農産物での学校給食で構わない」との回答がともに10.2%、「できるだけ安価な食材を活用した学校給食で構わない」と回答は1.7%という結果となった。

【栄養士、調理師へのアンケート結果】

- ・ 今回の試行的導入については、配送を市で行ったこともあり、納品時間、納品の形状、調理作業への影響については、特に大きな問題はなかったとの回答を得ました。
- ・ 有機農産物の学校給食へ使用については、「補助金があるなら、使用したい」との回答であり、一部、野菜については、「あまり高額ではなかったこともあり補助金なしでも使用できる」との感想もありました。
- ・ 味については、「一部通常と同じ」との回答もありましたが、その他は、「通常よりおいしく感じる」との回答がありました。

【全体（まとめ）】

- ・ 有機農産物の学校給食への導入に関し、今回の配送は、市が実施しましたが、今後、導入校数や量などが拡大した場合の**効率的な配送方法の検討**が必要であること、価格については、特に米の価格差が大きいことから、今後、給食で使用される量の拡大に伴

い、給食への拡大導入の場合は、**納品価格の低減の検討**が必要であると考えます。

- また、保護者アンケートにもあるように、「給食費に影響がないなら、有機農産物等を活用してほしい」を含む「有機農産物等を活用してほしい」との意見は、全体の8割を超えており、現在の**補助金が無くなった後でも、給食費への影響を出来るだけ軽減**できるような仕組みづくりについて検討を進める必要があると考えます。



※ 上記のマークは、オーガニックビレッジ佐倉のロゴマークです。

佐倉市有機農業実施計画

発 行：令和５年３月

発行者：佐倉市

企画・編集：佐倉市地域農業再生協議会

佐倉市オーガニックビレッジ検討部会

〒２８５－８５０１ 千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

電話 ０４３－４８４－６１４２

ホームページ：<https://www.city.sakura.lg.jp>